

## ISSUE BRIEF

# 東日本大震災からの学校の復興 —現状と課題—

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 736(2012. 2. 7.)

- |                       |                        |
|-----------------------|------------------------|
| はじめに                  | 2 児童生徒の就学機会の確保         |
| I 東日本大震災による学校の被害      | 3 教職員の加配・スクールカウンセラーの配置 |
| 等の状況                  | 4 福島第一原発事故による影響        |
| 1 被害者数、学校施設の被害状況等     | III 今後の防災対策について        |
| 2 学校施設への避難状況          | 1 学校の耐震化の推進            |
| 3 学校通学者の転校状況          | 2 防災拠点としての機能強化         |
| II 政府による対応と学校復旧・復興の現状 | 3 防災教育                 |
| 1 学校施設の復旧             | おわりに                   |

東日本大震災は、地震とそれに起因する津波により、東北地方太平洋沿岸を中心に甚大な人的・物的被害をもたらした。深刻な被害を受けた学校については、依然として本格的な復旧に至っていない。さらに、東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故により、福島県を中心として避難指示や放射性物質への対応も迫られている。

地域コミュニティの核ともいえる学校の復興は自治体の復興計画と密接な関係があることから、被災地域全体の復興と合わせて考えなければならない。また、中長期的な課題として、被災した子どもたちへのケアや、防災機能を備えた学校施設の整備、防災教育の実施等を検討する必要がある。

本稿では、学校の被害の状況、政府による学校復旧・復興のための対応とその現状、今後の学校における防災対策について取り上げる。

文教科学技術課

(黒川 直秀)

調査と情報

第736号

## はじめに

昨年（平成 23 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災は、地震とそれに起因する津波により、東北地方太平洋沿岸を中心に甚大な人的・物的被害をもたらした。被災地では学校が順次再開されているものの、深刻な被害を受けた学校の本格復旧には至っていない。被災した児童生徒に対しては、就学機会の確保や、継続的な心のケアのための対応が必要となっている。さらに、東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」）で発生した事故により、福島県を中心として避難指示や放射性物質への対応も迫られている。

また、今回の震災により学校施設が避難所として利用される中で、今後の避難所機能を考慮した学校施設整備の必要性が指摘された。災害に遭遇した者が適切に対応できるようにするために、学校における防災教育の重要性も認識されている。

本稿では、主に公立学校を中心として、小学校から高等学校までの学校における被害の状況と復旧・復興に向けた取組みについて取り上げる。

## I 東日本大震災による学校の被害等の状況

### 1 被害者数、学校施設の被害状況等

今回の震災による学校等における合計死者数は 641 人、行方不明者は 92 人に上った<sup>1</sup>。死者及び行方不明者が最も多かったのは宮城県であり、特に石巻市立大川小学校では、避難の遅れから全生徒の約 7 割に当たる 74 名の生徒と 10 名の教職員が津波被害により死亡・行方不明となった<sup>2</sup>。今回の震災で学校施設の倒壊等に起因する死亡報告はなく<sup>3</sup>、津波による被害が主要因であったと考えられる。

表 1 東日本大震災による学校等における死者・行方不明者数（平成 24 年 1 月 26 日現在）

都県	死亡						行方不明
	園児	児童	生徒	学生	教職員	計	
岩手県	10	17	62	10	8	107	26
宮城県	65	166	152	39	23	445	56
福島県	4	24	50	6	3	87	10
東京都	0	0	0	0	2	2	0
計	79	207	264	55	36	641	92

（出典）文部科学省「東日本大震災による被害情報について（第 179 報）」2012.1.26, p.4 に基づき筆者作成。

国公私立全ての学校施設の物的被害は、22 都道府県で 7,988 件に及んだ。このうち、建物に被害のあった高校段階までの公立学校は 6,284 校であり、193 校は建替え又は大規模

<sup>1</sup> 文部科学省「東日本大震災による被害情報について（第 179 報）」2012.1.26, p.4, 文部科学省ホームページ。幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、短大、高等専門学校、特別支援学校、専門学校、社会教育施設等の被害者を合わせた数字。[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/other/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2012/01/26/1305089\\_012610.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2012/01/26/1305089_012610.pdf)

<sup>2</sup> 「大川小悲劇 ミス連鎖」『読売新聞』2011.6.13, 夕刊, p.15; 「なぜ山へ逃げなかった 84 人死亡・不明 大川小学校の悲劇」『朝日新聞』2011.9.10, p.10.

<sup>3</sup> 文部科学省「東日本大震災における学校施設の被害状況等」2011.6.8, p.4.（「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会」（第 1 回）配付資料）[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/017/shiryo/\\_icsFiles/afieldfile/2011/06/28/1307121\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/017/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2011/06/28/1307121_1.pdf)

な復旧工事が必要とみられている（表2）<sup>4</sup>。新耐震基準（昭和56年）以降に建築された学校施設や、新耐震基準以前に建築されても耐震補強されたものについては、おおむね小規模被害あるいは無被害に留まっているのに対し、新耐震基準以前に建築された未補強の学校施設では柱や壁の崩落等大きな被害が発生している<sup>5</sup>。被害を受けた学校数を都道府県別でみると、茨城県が最も多く<sup>6</sup>、同県教育委員会によると、全壊又は半壊の被害はないものの、同県内の公立学校で94.3%が被災している<sup>7</sup>。平成22年度現在の茨城県の公立小中学校の学校耐震化率は55.7%と、当時の全国平均である73.3%を大きく下回っており、被害拡大の背景には学校耐震化の遅れがあるとの指摘もなされている<sup>8</sup>。次いで被害数が多かった宮城県は、学校等の被災施設のうち55%が沿岸地域に集中している<sup>9</sup>。同県は耐震化率が93.5%と高く、今回の被害については、耐震化の遅れではなく、震度が大きかった上、津波による被害が甚大であったことによるとみられる。

表2 公立学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校）の建物被害状況

公立学校の被害学校数 (幼・小・中・高・中等・特別)	被害状況I	被害状況II	被害状況III
6,284	193	747	5,064

公立学校の被害学校数は、敷地の被害のみの学校数も含むため、各建物の被害状況の合計とは一致しない。

被害状況I～IIIについては、建物の被害の程度を以下のとおり分類。

被害状況I：建物の被害が大きく、建替え又は大規模な復旧工事が必要と思われるもの

被害状況II：建物の被害を受けており、復旧工事が必要と思われるもの

被害状況III：建物の被害を受けており、復旧工事が必要だが、小規模な被害と思われるもの

（出典）文部科学省「東日本大震災による被害情報について（第179報）」2012.1.26, p.5.

また、今回は天井材、照明器具、外壁の落下等、非構造部材の被害及びこの落下に伴う人的被害が生じた<sup>10</sup>。非構造部材の被害は、人的被害を生じさせる可能性があり、学校施設が災害時の避難所として機能する際の障害となる<sup>11</sup>ため、非構造部材の耐震化の必要性が指摘されている<sup>12</sup>。

## 2 学校施設への避難状況

多くの学校施設は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき各自治体にお

<sup>4</sup> 文部科学省 前掲注1, p.5.

<sup>5</sup> 東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会『「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言』2011.7, p.2. 文部科学省ホームページ <[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2011/07/07/1308045\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2011/07/07/1308045_2.pdf)>

<sup>6</sup> 文部科学省 前掲注1, p.5.

<sup>7</sup> 「東日本大震災による公立学校施設の被害状況（平成23年7月15日現在）」茨城県教育委員会ホームページ <<http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/news/jishin/0404/index.htm>>

<sup>8</sup> 「入学の春 遠のいた 茨城の学校96%損傷」『東京新聞』2011.3.29, p.23; 文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について」（平成22年度）2010.7.21 <[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/22/07/1295735.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/07/1295735.htm)>

<sup>9</sup> 宮城県教育復興懇話会「東日本大震災からの教育の復興に向けての提言」（平成23年8月25日）p.9. 宮城県ホームページ <<http://www.pref.miagi.jp/kyou-kikaku/hukko/teigen.pdf>>

<sup>10</sup> 東京都の九段会館では専門学校の卒業式中に天井が落下し、講師2名が死亡、生徒ら26人が重軽傷を負った。そのほか、栃木県下野市の中学校では、集会が行われていた体育館の石こうボードが落下し、20名が負傷した。「東日本大震災：危ない、つり天井 崩落相次ぐ」『毎日新聞』2011.5.21, 夕刊, p.1.

<sup>11</sup> 例えば、宮城県仙台市では、災害時の指定避難所にしていた市内188校のうち、17校で体育館のバスケットゴールに落下の危険が生じ、避難所としての使用をあきらめたり、ゴール付近を避けて使用したりするなどの対応を取った。「避難所 悪いバスケットゴール」『朝日新聞』2011.4.15, p.37.

<sup>12</sup> 東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会 前掲注5, p.4.

いて策定される市町村防災地域計画の中で避難所に指定されている（後述）。今回の震災でも発生直後から被災した地域住民が近隣の学校に避難した。ピーク時（3月17日）には、622校が避難所として使用された<sup>13</sup>。避難所では、教員が中心となって運営管理に当たった<sup>14</sup>ほか、避難した地域住民が運営組織や自治組織を結成して運営に当たった<sup>15</sup>。このとき、物資の備蓄不足や想定を超える数の被災者の避難により食料や水、防寒具が不足したほか、断水により生活用水やトイレの使用が不可能になるなど、避難所における生命・安全確保上の問題が生じた<sup>16</sup>。被災地域の応急避難場所に指定されている学校施設が被災者に対して十分機能を果たし得たかが問われている<sup>17</sup>。

### 3 学校通学者の転校状況

文部科学省（以下「文科省」）の調査によると、震災及び福島第一原発事故の影響により、震災前に通学していた学校とは別の学校において受け入れられた幼児児童生徒の数は2万5,751人であった。そのうち岩手、宮城、福島の3県の幼児児童生徒で、他の都道府県の学校において受け入れられた数は1万3,933人、同じ県内の学校において受け入れられた数は1万159人、合計2万4,092人である（平成23年9月1日現在）<sup>18</sup>。特に、原発事故の影響を受けた福島県が1万8,368人と全体の7割を占めており、震災から半年近く経た夏休み明けでも転校生が増えている。これについて、同省は「放射線の不安や仮設住宅への引っ越しが影響したのではないか」としている<sup>19</sup>。

## II 政府による対応と学校復旧・復興の現状

以下では、学校の復旧・復興のために実施された措置、現状及び今後の課題をみる。

### 1 学校施設の復旧

#### （1）災害時における公立学校施設への補助

災害<sup>20</sup>により学校施設が被災した場合、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」（昭和28年法律第247号）第3条の規定に基づき、国は、公立学校施設の災害復旧に要する経費について、その3分の2を負担する。この場合、校舎や体育館、校庭といった学校施設のほか、新築復旧工事や補修復旧工事完了までに設置する応急仮設校舎の建設経費も国庫負担の対象となる。ただし、当該学校施設における原形復旧が原則となっており、今回の震災

<sup>13</sup> 文部科学省 前掲注3, p.10.

<sup>14</sup> 「教育ルネサンス 学校と震災(11) 避難所運営に教員奔走」『読売新聞』2011.4.9, p.19.

<sup>15</sup> 三橋麻子「東日本大震災 組織 避難所でリーダーになった 「見本の避難所」運営する若者たち」『Aera』24巻21号, 2011.5.2, pp.29-33.

<sup>16</sup> 「災害 賴れる学校へ 避難所機能を強化 文科省方針」『朝日新聞』2011.6.27, p.39; 「(震災と自治 知事選:中)学校避難所、備え乏しく 物資・指針なく現場困惑」『朝日新聞』(岩手全県版) 2011.8.12, p.26.

<sup>17</sup> 「3.11 東日本大震災 学校施設の避難所機能などを考える No.2」『School Amenity』26巻7号, 2011.7, pp.45-47.

<sup>18</sup> 文部科学省「東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受け入れ状況について(9月1日現在)」p.9.  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/23/10/\\_icsFiles/afieldfile/2011/10/13/1311999\\_1\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/10/_icsFiles/afieldfile/2011/10/13/1311999_1_2.pdf)

<sup>19</sup> 「東日本大震災：転校、2万5751人 9月時点、7割が福島--文科省調査」『毎日新聞』2011.10.14, p.1.

<sup>20</sup> 「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」において、「災害」とは、「暴風、こう水、高潮、地震、大火その他の異常な現象により生ずる災害をいう。」と定義されている（第2条第3項）。

のような津波の被害により当該学校敷地外に移転する場合の取扱いは明確化されていなかった。そのため、文科省は4月に当該学校敷地外における応急仮設校舎の建設に要する費用についても補助対象とすることを明確化し、また廃校や他校の学校施設を応急仮設校舎として利用する際に臨時に改修が必要になった場合も補助の対象とすることを通知した<sup>21</sup>。

また、激甚災害に指定された場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」) 第3条の規定に基づき、地方公共団体が負担する災害復旧費用に対して国から交付金が交付される。政府は、東日本大震災を激甚災害(全国を対象とするいわゆる「本激」)に指定している<sup>22</sup>。

## (2) 津波への対応

今回の震災によって津波の被害を受けた学校施設については、本格的な復旧に際し、今後同様の津波が発生する場合を想定した整備が求められる。

文科省が5月に設置した「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会」は、7月に公表した報告の中で、以下のような津波への対策を提示した<sup>23</sup>。

- ・敷地が確保できる場合は、津波が到達しない安全な高台等に学校施設を建設する。
- ・近隣の高台や裏山など安全な場所へ速やかに避難できるよう避難経路を整備する。
- ・浸水被害が下層階までに留まる学校施設においては、上層階へ速やかに避難できるよう屋外避難階段を設置するなど、屋上が緊急的な避難場所となるようにする。
- ・上層階が安全で緊急的な避難場所となるよう建物を高層化する。

しかしながら、高台への移転については、被災した自治体から用地を確保するのが困難であるという指摘があった<sup>24</sup>ほか、仮設校舎の問題と同じく津波被害を受けた学校の校舎高台移転等やその用地取得等で発生する費用に対する補助が明文化されていなかったため、財政的負担を不安心視する声が上がった<sup>25</sup>。そのため、平成23年度第3次補正予算<sup>26</sup>では高台移転を目的とした用地取得に対する補助を計上するとともに、補助金の支給対象となるよう制度改正を行った<sup>27</sup>。

## (3) 災害時における私立学校への補助

私立学校については、激甚災害に指定された場合、災害復旧費用のうち2分の1につき激甚災害法に基づく国庫補助があり、また残りの2分の1については日本私立学校振興・共済事業団による長期低金利融資等の援助があるが、現行制度では公立学校との間に格差

<sup>21</sup> 文部科学省「学校教育の早期再開に向けた災害復旧事業の実施について(通知)」平成23年4月4日、23施企第2号 <[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/saigaijohou/syousai/1312162.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1312162.htm)>；同「(別紙) 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に係る応急仮設校舎等の取扱いについて」<[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/saigaijohou/syousai/1312163.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1312163.htm)>

<sup>22</sup> 内閣府(防災担当)「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について」2011.3.13, p.1. 内閣府防災情報のページ

<<http://www.bousai.go.jp/oshirase/h23/110312-2kisya.pdf>>

<sup>23</sup> 東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会 前掲注5, p.10.

<sup>24</sup> 「学校整備：避難所機能を東日本大震災後の方針、文科省検討会が提言」『毎日新聞』2011.7.1, p.29.

<sup>25</sup> 「大震災半年：学校再建困難 財源なく、自治体悲鳴」『毎日新聞』2011.9.1, p.3.

<sup>26</sup> 文部科学省「平成23年度文部科学省第3次補正予算案について」

<[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afiedfile/2011/11/29/1305347\\_6\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afiedfile/2011/11/29/1305347_6_2.pdf)>

<sup>27</sup> 文部科学省「東日本大震災に係る公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱への追加について(通知)」平成23年10月28日、23施企第34号 <[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/saigaijohou/syousai/1312709.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1312709.htm)>

がある。このため、自由民主党、公明党、みんなの党、たちあがれ日本・新党改革によつて「東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案」<sup>28</sup>が提出された。これは、災害復旧に要する工事費について、公立学校と同様に 3 分の 2 まで国庫補助を行い、残りの 3 分の 1 についても地方公共団体が私学に対する助成措置を行った場合は交付金を交付するというものである。同法案は、8 月 18 日の参議院文教科学委員会では賛成少数で否決されたが、22 日の同本会議では野党の賛成多数で可決された。現在は衆議院において継続審議が行われている。

#### (4) 補正予算・概算要求

平成 23 年度第 1 次補正予算<sup>29</sup>では、仮設校舎や比較的軽微なもの等、早期に着手が可能な事業を対象とした「学校施設等の復旧」のため、公立学校 962 億円、私立学校（専修学校を含む）1081 億円、国立大学等 265 億円等、合計 2450 億円が計上された。また、同第 3 次補正予算では、「学校施設等の復旧等」として、公立学校の新築復旧（移転復旧を含む）や大規模補修等に 476 億円等、合計 1711 億円が計上された。平成 24 年度予算案<sup>30</sup>では、「公立学校施設の災害復旧」として 151 億円が計上された。

#### (5) 復旧への工程

9 月 30 日には、東日本大震災復興対策本部が学校施設等に関する今後の事業計画と工程表を公表した。公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の約 2,500 校のうち、比較的軽微な被害に留まる 2,400 校については、おおむね平成 23 年度内の事業着手・復旧、平成 24 年度内の復旧完了を目指とした。甚大な被害を受けた公立学校約 100 校については、仮設校舎の建設を進めつつ、平成 25 年度内の復旧完了を目指とした。また、移転を伴う場合は、地域の復興計画の策定、移転先の確保等の条件が整い次第、速やかな本格復旧に着手するとし、具体的な期限は明記しなかった。<sup>31</sup>

#### (6) 復旧に向けた課題

津波による被害を受けた自治体は、自治体の復興計画のなかで校舎の復旧を検討しているが、進展していない。例えば、宮城県では、県内の公立小中学校のうち 53 校の校舎が使用できなくなったが、11 月 17 日現在、自校の復旧工事が終了したものが 3 校、自校又は他校敷地内に仮設校舎を建設して授業を再開したものが 17 校（小学校 9 校、中学校 8 校）に留まっている<sup>32</sup>。また、文科省の調査によると、岩手県、宮城県、福島県の公立学校のうち、10 月 1 日時点で他の学校や施設を使って授業をしていたのは 106 校に上った<sup>33</sup>。

<sup>28</sup> 第 177 回国会参法第 21 号。同法案では、専修学校及び各種学校についても災害復旧工事費用の 3 分の 2 について国庫負担すること等が定められている。

<sup>29</sup> 文部科学省「平成 23 年度文部科学省第 1 次補正予算の概要」

<[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2011/07/05/1305347\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2011/07/05/1305347_1.pdf)>

<sup>30</sup> 文部科学省「平成 24 年度文部科学関係予算案について」

<[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2012/01/13/1314488\\_16.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2012/01/13/1314488_16.pdf)>

<sup>31</sup> 東日本大震災復興対策本部事務局「復興施策の事業計画及び工程表のとりまとめ（学校施設等）」2011.9.30. 東日本大震災復興対策本部ホームページ

<<http://www.reconstruction.go.jp/topics/jigyokeikaku-koutei-sai%EF%BC%93.pdf>>

<sup>32</sup> 宮城県教育委員会「当面校舎等を使用できない小・中学校一覧（平成 23 年 11 月 17 日現在）」

<<http://www.pref.miagi.jp/kyouiku/学校再開対応（小中）.pdf>>

<sup>33</sup> 「公立 106 校、『間借り』被災 3 県、福島で休校 15」『毎日新聞』2011.12.13, p.1.

被災した学校の敷地に新校舎を建設した場合には津波による再被害が懸念される。しかし、学校を移転する場合、財源や移転用地の確保が課題となる。また、地域コミュニティの中心である学校を移転した場合は住民が元の地域に戻りづらくなる可能性があるなど、地域復興に大きく影響を与える可能性がある<sup>34</sup>。さらに、被災した自治体の中には、学校復旧計画と同時に、少子化等を背景に将来的な課題となっていた学校統廃合計画が浮上しているところもあり、統廃合を検討する自治体とこれに反対する住民との間での合意が課題となっている<sup>35</sup>。

## 2 児童生徒の就学機会の確保

### (1) 震災直後における就学機会確保のための対応

震災により被災した児童生徒については、就学機会を確保するための措置が必要となった。文科省は、3月14日に各都道府県・指定都市教育委員会、都道府県知事等に対し、被災した児童生徒の就学機会の確保を目的として、それらの児童生徒の公立学校への受入れを弾力的に行うとともに、必要とする教科書の無償供与を行うなど柔軟に対応するよう通知した<sup>36</sup>。3月25日には、被災した学校において、学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を下回ることを認めること、授業を受けることができない児童生徒に学習に著しい遅れが生じる場合には、土曜日に授業を実施することも含め可能な限り必要な措置を行うよう配慮すること等を事務連絡した<sup>37</sup>。

### (2) 被災した児童生徒への経済的支援

震災の被害により家計が急変し就学が困難となった児童生徒に対しては、経済的な就学支援が必要となった。平成23年度第1次補正予算では、文科省予算の中に「就学支援」として189億円が計上された。特に初等中等教育においては、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の創設」として、113億円が計上された。この特例交付金は、震災により就学困難となった児童生徒に対し各自治体で実施する既存の就学支援制度等について、自治体の新たな負担を国が全額国費で支援するものである<sup>38</sup>。

しかしながら、震災を契機として就学が困難となった児童生徒による就学支援の申請は、第1次補正予算の想定であった6万8,140人を上回る7万2,980人に達した。申請額も予算で計上した113億円に迫る111億2300万円分に及んだため、今後新たに申請があった

<sup>34</sup> 「大震災半年 学校再建困難 財源なく 自治体悲鳴」『毎日新聞』2011.9.1, p.3.

<sup>35</sup> 「東日本大震災／焦点 3・11 大震災／学校統廃合検討相次ぐ／岩手・宮城の小中」『河北新報』2011.11.27, p.1. また、東京新聞の調査によると、東日本大震災及び福島第一原発事故の影響で学校を使用できなくなった小中学校が被災3県で137校あり、このうち55校が統合や移転を検討している（「被災3県の小中 遠い正常化 55校が統合・移転検討」『東京新聞』2012.1.10, p.1.）。

<sup>36</sup> 文部科学省「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」平成23年3月14日, 22文科初第1714号

<[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/23/03/1303644\\_1537.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/03/1303644_1537.html)>

<sup>37</sup> 文部科学省「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う教育課程編成上の留意点について」2011.3.25.

<[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/23/03/1304311\\_1537.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/03/1304311_1537.html)>

<sup>38</sup> 市町村において行う、幼稚園就園奨励事業及び小中学校に対する就学援助事業と、都道府県における高校の奨学金事業、私立学校の授業料等减免事業、特別支援学校の就学奨励事業及び専修学校・各種学校の授業料等减免事業が対象となる。

場合に対応することが困難となる可能性があった<sup>39</sup>。そこで、同第3次補正予算では、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」に297億円を追加した。

### 3 教職員の加配・スクールカウンセラーの配置

被災した学校の児童生徒に対しては、心身の健康回復のための特別指導、学習の遅れを取り戻すための個別指導等のきめ細やかな指導が必要とされた。また、学校施設の損壊が激しく、児童生徒が複数の学校に分散している学校では、教員による巡回指導も必要となった。これに対応するために、被災した自治体を中心に教員の加配措置の要望があった<sup>40</sup>。文科省は、4月22日に、岩手、宮城、茨城、新潟の4県に対して424人<sup>41</sup>、6月24日には、原発事故の影響で加配に必要な教員数の把握が遅れた福島県をはじめ、岩手、山形、茨城、栃木の5県に656人、合わせて1,080人の教職員定数の加配措置を行った<sup>42</sup>。

また、被災した児童生徒は、被災体験やその後の生活環境の変化により心の傷が深まる可能性があるため、心のケアが重要となる<sup>43</sup>。これに対応するため、第1次補正予算では、被災地へのスクールカウンセラーの配置について、30億円（約1,300人分）の予算が計上された。災害により被災した児童生徒に対するケアは、長期にわたり実施する必要があるため、今後も継続的な重点的人員配置が必要となる<sup>44</sup>。

### 4 福島第一原発事故による影響

3月11日に発生した福島第一原発の事故により、福島第一原発から半径20km圏内に対し避難指示が出された。4月22日には福島第一原発から半径20km圏内が警戒区域に、同20km圏外から主に同30kmが緊急時避難準備区域及び計画的避難区域に指定された。上記区域内に立地していた学校については、他の自治体に学校機能を移転して授業を実施するほか、他の地域に避難した生徒が元の学校に在籍したまま複数の協力校の校舎の一部等を利用して学ぶサテライト方式や、通信教育によって対応した。

また、この事故により大量の放射性物質が外部に放出され、福島県を中心として大気中

<sup>39</sup> 「就学支援金 底突く 被災小中高生向け 申請すでに111億円」『毎日新聞』2011.8.18、夕刊、p.1; 「被災の子ども苦境 就学困難4万4000人」『東京新聞』2011.8.19、夕刊、p.1.

<sup>40</sup> 「要望書」2011.3.20. 岩手県ホームページ <[http://www.pref.iwate.jp/~hp0212/fukkou\\_net/pdf\\_doc/youbou\\_230320\\_3.pdf](http://www.pref.iwate.jp/~hp0212/fukkou_net/pdf_doc/youbou_230320_3.pdf)>; 「平成23年東北地方太平洋沖地震を踏まえた教職員人事異動について」2011.3.26. 宮城県ホームページ <<http://www.pref.miyagi.jp/kyouiku/%E4%BA%BA%E4%BA%8B.pdf>>

<sup>41</sup> 文部科学省「東日本大震災への対応のための教職員の加配定数について（4月28日追加内示分）」2011.4.28. <[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/saigaijohou/syousai/1305570.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1305570.htm)>

<sup>42</sup> 文部科学省「東日本大震災への対応のための教職員の加配定数について（6月24日追加内示分）」2011.6.24. <[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/saigaijohou/syousai/1307750.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1307750.htm)>

<sup>43</sup> 被災した児童生徒に対する心のケアについては、以下を参照のこと。江澤和雄「災害後の児童生徒の心のケア」『レフアレンス』732号、2012.1, pp.35-62; 元村直靖「児童・生徒のケアにどう配慮するか」『教職研修』39巻10号、2011.6, pp.32-35; 高田哲「災害が長期化した際の子どもの健康へのケア」『教育と医学』59巻11号、2011.11, pp.30-38.

<sup>44</sup> 平成7年に発生した阪神淡路大震災の際、兵庫県では児童生徒の心のケアや防災教育の担い手として「教育復興担当教員」（平成17年以降は「心のケア担当教員」）が平成7年度から同21年度までの15年間に延べ1,671人置かれた（「阪神・淡路の経験まとめ 東日本被災地で役立てて『心のケア』の研修資料 県教委作成」『神戸新聞』2011.4.2, p.21.）。「要配慮児童生徒」の数は、平成10年度の4,106人がピークであり、明らかな減少に転じるまで5年間かかった。平成21年度には74人となった（『災害を受けた子どもたちの心の理解とケア研修資料(H22)』兵庫県教育委員会、2011.3, p.28. <<http://www.hyogo-c.ed.jp/~somu-bo/bosai/kokorokea.pdf>>）

の放射線量が高まつた。これにより、幼稚園や学校における児童生徒の屋外活動が制限されるとともに、校庭等の除染が必要となつた。4月19日、文科省は、年間被ばく量20ミリシーベルト（以下mSv/年）を校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安とし、校庭・園庭で毎時3.8マイクロシーベルト（以下 $\mu$ Sv/時）以上の空間線量率が測定された学校については、学校内外での屋外活動を制限することを適當とした<sup>45</sup>。しかしながら、この暫定基準については、放射線の影響を受けやすい子どもたちには高すぎるという批判があつた<sup>46</sup>。その後、各自治体<sup>47</sup>や文科省<sup>48</sup>による校庭の土壤改良の結果、空間線量低減に一定の効果が上がつたことから、同省は、5月27日に方針を変更し、当面、1mSv/年以下を目指すとともに、空間線量が1 $\mu$ Sv/時以上である校庭の線量低減策を講じる学校設置者に対し、学校施設の災害復旧事業の枠組みで財政的支援を行うことにした<sup>49</sup>。これを受けて、第2次補正予算<sup>50</sup>では、「福島県外も含めた校庭等の放射線低減事業」として45億円（公・私立学校約400校分）が計上された。前述の暫定基準は、8月26日をもつて廃止となつた<sup>51</sup>。

9月30日に公表された東日本大震災復興対策本部による事業計画では、校庭等の土壤処理の状況について、緊急時避難準備区域等の対象外である地域における校庭等の線量が1 $\mu$ Sv/時以上の公立学校300校は8月末までに終了し、私立学校80校については9月末までに完了する見込みであるとした。当該区域等に含まれる学校については、条件が整い次第、速やかな校庭等の土壤処理事業に着手することとした。<sup>52</sup>

緊急時避難準備区域は9月30日をもつて解除されたため、同区域にある学校では除染を行うなどして元の校舎で再開を目指している。しかし、12月3日の報道によると、同区域内の幼稚園と小中高校34校のうち、学校再開に至つたのは10校に留まる<sup>53</sup>。また、10月17日に自校での授業を再開した3つの小学校と2つの中学校について、震災前に在籍していた児童生徒のうち、自校再開時に戻つた者は約4割に留まっており、放射線への不安への対処が依然として課題となつてゐる<sup>54</sup>。

<sup>45</sup> 国際放射線防護委員会は、2007年勧告(Pub.103)において原子力災害が発生した場合における非常事態収束後的一般公衆における参考レベルを1～20mSv/年としており、文科省はこの基準に準じて幼児児童及び生徒が学校において校舎・校庭を利用する際の暫定的な目安とした。児童生徒が16時間を室内(木造)、8時間を屋外で過ごしたとして、20mSv/年に到達する空間線量率は、屋外3.8 $\mu$ Sv/時、屋内1.52 $\mu$ Sv/時である。(「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」2011.4.19.<[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/saigaijohou/syousai/1305173.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1305173.htm)>)

<sup>46</sup> 内閣官房参与であった小佐古敏莊東京大学教授は、同基準について「学問上の見地からのみならず、私のヒューマニズムからしても受け入れがたいもの」と述べ、4月30日に参与を辞任した。(「校庭の放射線基準に波紋 辞任の内閣参与『年20ミリシーベルトは高い』福島は困惑」『朝日新聞』2011.5.1, p.2.)

<sup>47</sup> 「計28施設の校庭の表土、独自に除去 郡山市、放射能対策 文科省は『必要ない』」『朝日新聞』2011.4.27, 夕刊, p.11.

<sup>48</sup> 文部科学省「実地調査を踏ました学校等の校庭・園庭における空間線量低減策について(事務連絡)」2011.5.11.<[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/saigaijohou/syousai/1305946.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1305946.htm)>

<sup>49</sup> 文部科学省「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」2011.5.27.<[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/saigaijohou/syousai/1306590.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1306590.htm)>

<sup>50</sup> 文部科学省「平成23年度文部科学省第2次補正予算の概要」

<[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/affieldfile/2011/07/26/1308079\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/affieldfile/2011/07/26/1308079_1.pdf)>

<sup>51</sup> 文部科学省「福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について(通知)」平成23年8月26日, 23文科省第452号 <[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/saigaijohou/syousai/1310973.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1310973.htm)>

<sup>52</sup> 東日本大震災復興対策本部事務局 前掲注30.

<sup>53</sup> 「子供守る除染始動 文科省、専門家派遣し技術指導」『日本経済新聞』2011.12.3, 夕刊, p.8.

<sup>54</sup> 「東日本大震災から8カ月 自校での授業再開」『福島民報』2011.11.10, p.8.

### III 今後の防災対策について

今回の震災を受けて、防災対策として学校施設の耐震化の必要性が再認識されるとともに、避難所としての学校の機能の再検討が進められている。また、防災教育をより充実する必要性が指摘されている。以下では、これらの課題について概観する。

#### 1 学校の耐震化の推進

公立学校の耐震化については、「地震防災対策特別措置法」（平成 7 年法律第 111 号）に基づき、耐震化事業の費用に関し国から自治体に国庫補助（2 分の 1）が行われる。また、平成 20 年 5 月に成立した改正法<sup>55</sup>により、公立学校の校舎、体育館等で、大規模な地震により倒壊又は崩壊の危険性が高い学校施設<sup>56</sup>に関する特例として、耐震化事業の国庫補助率が従来の 2 分の 1 から 3 分の 2 に引き上げられた。さらに、残りの 3 分の 1 の工事費用についても、地方財政措置により自治体の負担は軽減される。平成 23 年 8 月に公表された「公立学校施設の耐震改修状況調査」（平成 23 年度）<sup>57</sup>によると、平成 23 年 4 月現在の全国の公立小中学校の耐震化率は 80.3% であり、前年度よりも 7.0 ポイント増加している。かねてから巨大地震の可能性が指摘されている静岡県や神奈川県など東海地域を中心に耐震化率が 90% を超える自治体がある一方、広島県や山口県等 7 道県は耐震化率が 70% 未満に留まっており、自治体によって依然として耐震化の進捗状況に大きな差がある。政府は、今後平成 27 年度までのできるだけ早い時期に公立学校の耐震化を完了させるという目標を明確化している<sup>58</sup>。

また、今回の震災では非構造部材への被害が注目され（I 1 参照）、平成 23 年度調査では、非構造部材の耐震点検・耐震対策の状況について初めて調査が行われた。公立小中学校のうち、非構造部材の耐震点検を実施した学校は全体の 65.3% であり、さらに、耐震対策を実施した学校は上記点検実施校のうち 45.4% であった。点検未実施の学校設置者への調査によると、学校設置者による点検が未実施である理由として、「職員の業務量的に困難であること」（43.7%）が最も多く、また、専門家による耐震化点検が未実施である場合の理由としては、「点検費用の確保が困難であること」（41%）が最も多かった。

学校施設の耐震化の障害としては、自治体の財源不足が挙げられるほか、学校の統廃合が検討されているため、存続する学校を決定するまで工事に着手できないという問題がある。一方で、自治体による地震に対する危機感の差を指摘する者もいる<sup>59</sup>。

第 1 次補正予算では、「公立学校施設の耐震化」として、平成 23 年度に追加実施する耐震化工事の費用 340 億円（1,200 棟分）を計上した。また、第 3 次補正予算では 1627 億

<sup>55</sup> 平成 20 年法律第 72 号

<sup>56</sup> 構造耐震指標（Is 値）0.3 未満の建造物を対象とする。なお、Is 値が 0.3 以上の建造物に対しての国庫補助率は、従来通り 2 分の 1 である。

<sup>57</sup> 文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について」（平成 23 年度）2011.8.24.<[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/23/08/attach/1310189.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/08/attach/1310189.htm)> なお、数値は、岩手、宮城、福島の三県を除く。

<sup>58</sup> 文部科学省「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」（平成 18 年 4 月 24 日、文部科学省告示第 61 号；最終改正、平成 23 年 5 月 24 日、文部科学省告示第 89 号）<[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyosei/1306482.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1306482.htm)>

<sup>59</sup> 「学校耐震化 初の 8 割」『毎日新聞』2011.8.25, p.27; 「小中 2 万棟 耐震不十分」『朝日新聞』2011.8.25, p.37.

円、平成 24 年度予算案では 1246 億円（1,500 棟分）を計上しており、平成 24 年度予算事業完了後の公立小中学校の耐震化率は約 90%になると見込まれている。

## 2 防災拠点としての機能強化

### (1) 避難所としての機能

国立教育政策研究所が平成 23 年 8 月に公表した調査によると、平成 23 年 5 月 1 日現在、公立学校の 89.3% に当たる 3 万 513 校が避難所に指定されている。しかし、施設・設備の整備状況をみると、避難所に指定されている学校のうち、防災倉庫・備蓄倉庫が整備されているのは 35.2%、貯水槽・プールの浄水装置等は 29.7%、自家発電設備は 18.0% に留まっており、避難所の指定と防災機能の実態が必ずしも整合していないことが明らかとなつた（表 3）。また、学校の災害対応マニュアルを整備している地方公共団体は都道府県の 90.9%、市区町村の 71.4% であったが、そのうち学校の避難所機能を考慮してマニュアルを作成しているのは全体の 3 分の 1 程度に留まっており、「避難所を円滑に運営するためには、防災担当部局と教育委員会が連携・協力して避難所運営マニュアルを作成しておくことが重要である」との指摘がなされている。<sup>60</sup>

表 3 避難所に指定されている学校施設の防災施設・設備の整備状況

項目	避難所指定学校数 (校)	設置数 (校)	割合 (%)
体育館にトイレがある	30,513	23,808	78.0
屋外から使用できるトイレがある		20,048	65.7
学校の敷地内に防災倉庫・備蓄倉庫がある		10,754	35.2
水を確保する設備（貯水槽、プールの浄水装置、井戸等）がある		9,057	29.7
停電に備えた自家発電設備がある（可搬型発電機を含む）		5,501	18.0
非常用の通信装置がある（災害時優先電話、防災行政無線等）		9,218	30.2

（出典）「学校施設の防災機能に関する実態調査結果について」国立教育政策研究所文教施設研究センター, 2011.8.5, p.2.

「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会」は、平成 23 年 7 月に公表した緊急提言の中で、「教育機能のみならず、あらかじめ避難場所として必要な諸機能を備えておくという発想の転換が必要である」と指摘し、今回の震災について、発災から学校再開に至るまでの期間を表 4（次ページ）のように分類し、各期間に必要とされる施設設備等を提示した<sup>61</sup>。

### (2) コミュニティの核としての学校

「東日本大震災復興構想会議」が平成 23 年 6 月にまとめた提言では、「地域住民を守る」という視点から校長や教員が適切に対応できるようにすべきであり、また、学校施設を災害時の避難場所や防災拠点としての機能だけではなく、新たな地域コミュニティの核として拡充するべきであるとした。また、地域の絆を強化するため、広く住民の参画を得て、地域の特色を生かした防災教育等を進める必要があると指摘した。<sup>62</sup>

<sup>60</sup> 「学校施設の防災機能に関する実態調査結果について」国立教育政策研究所文教施設研究センター, 2011.8.5. <<http://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/bousaikinou2011.pdf>> なお、数値は、岩手、宮城、福島の 3 県を除く。

<sup>61</sup> 東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会 前掲注 5, pp.17-31.

<sup>62</sup> 東日本大震災復興構想会議『復興への提言～悲惨の中の希望～』2011.6.25. 東日本大震災復興会議ホームページ

表4 学校機能再開までのプロセス

	応急避難場所機能	学校の機能	必要な施設設備
救命避難期 (発災直後～避難)	地域住民の学校への避難	子どもたちの安全確保	・避難経路 ・バリアフリー
生命確保期 (避難直後～数日程度)	避難場所の開設・管理運営	子どもたちや保護者の安否確認	・備蓄倉庫、備蓄物資 ・トイレ・情報通信設備 ・太陽光発電設備 ・プールの浄化装置 等
生活確保期 (発災数日後～数週間程度)	自治組織の立ち上がり、ボランティア活動開始	学校機能再開の準備	・ガス設備・和室 ・更衣室・保健室 等
学校機能再開期	学校機能との同居 →避難場所機能の解消	学校機能の再開	学校機能と応急避難場所機能の共存を考慮した施設整備

(出典) 東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会『東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について』緊急提言(概要)』2011.7, p.7. 文部科学省ホームページ  
[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2011/07/07/1308045\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2011/07/07/1308045_1.pdf)

「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会」の提言は、同様に「地域における学校の重要性が認識された」と指摘した。その上で、今後の学校施設の整備に当たっては、防災機能の強化に加え、「地域コミュニティの拠点」として、様々な地域ニーズに柔軟に対応できる学校施設を整備する必要があるとし、その一例として、学校と官署や社会教育施設等の公共施設を集約した総合的複合施設や、福祉施設等との近接化等を挙げている。<sup>63</sup>

### 3 防災教育

#### (1) 東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議

今回の震災では、避難が遅れたために被害者が増加した学校がある一方、適切な対応をとることで多くの児童生徒の生存が可能となった学校もあった。このため、災害発生時に児童生徒が適切な行動を取ることができるようになるための防災教育の重要性が認識されるようになった。

文科省は、今後の学校の防災教育のあり方を検討するために、平成23年7月から「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」を開催し、同9月には同会議から中間取りまとめが公表された。同会議は、防災教育を通じて、想定を超えた自然災害が発生した場合に危険を回避するためには、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動を取ることが必要であり、そのためには「主体的に行動するための態度」を身に付けることが極めて重要であるとし、「自然災害等の危険に際して自らの命を守りぬくため『主体的に行動する態度』を育成する防災教育の推進」を提言している。同会議は、このほかにも、教科を横断した体系的な防災教育の実施、震災発生後の生活等を支えるボランティア等の支援者としての視点での防災教育の実施、学校安全に関する教職員への効果的な研修の推進<sup>64</sup>、学校における地震・津波に関わる対応マニュアルの整備・充実等を挙

<<http://www.cas.go.jp/jp/fukkou/pdf/kousou12/teigen.pdf>> なお、同提言の中では、地域住民も参加した防災教育、経済的困難に陥った子ども等に対する奨学金や就学支援の適切な実施、被災地への教員やスクールカウンセラーの適切な配置等についても触れられている。

<sup>63</sup> 東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会 前掲注5, pp.32-37.

<sup>64</sup> 報道によると、文科省は、12月以降全国の指導主事ら220人を対象に、防災の専門知識を持つ教員の育成を目的とした研修を実施することとしている。(「防災担当教員 全校にてんでんこ避難教える 文科省方針」『読売新聞』

げている。<sup>65</sup>

## (2) 津波防災教育の実践例

岩手県釜石市では平成 16 年から小中学生に対して防災教育を実施しており、今回の地震津波による同市内での死者・行方不明者が 1,100 人を超える中、同市の小中学生のうち 99.8%が無事であった。同市の事例は、「津波てんでんこ」という言い伝え<sup>66</sup>とともに、防災教育が功を奏した事例として注目されている<sup>67</sup>。同市では、小中学校の各教科の中で津波に関する授業を実施したほか、小中学校の各学年の教科から地震や津波に関連する単元を挙げ、カリキュラム案を作成するなど、学校教育の中で効率的な津波防災教育の実施への改善に取り組んでいた。同市で防災教育に取り組んだ片田敏孝群馬大学大学院教授は、同市で実施した津波防災教育を通じ、「想定（ハザードマップ）にとらわれるな」、「どんな状況でも最善を尽くせ」、「率先避難者になろう」という「避難の 3 原則」を重視した、命を守る姿勢を身に付ける防災教育を続けてきたことが大きい、と指摘している<sup>68</sup>。

## (3) 防災教育の課題

防災教育の当面の課題としては、学校における防災教育のための時間の確保が挙げられる。平成 23 年度から小学校で実施された新学習指導要領では、社会、理科、保健体育等の教科で取り上げられているものの、学習する学年が異なるなど体系的な防災教育が実施されていない。また、いわゆる「ゆとり教育」の見直しにより「総合的な学習の時間」が削減されたが、防災教育は「総合的な学習の時間」を活用して実施することが多かつたため、防災教育の実施をより困難にしているという指摘がある<sup>69</sup>。

## おわりに

学校の復興は、児童生徒の安定した生活の回復につながる。しかし、地域コミュニティの核ともいえる学校の復興は自治体の復興計画と密接な関係があることから、被災地域全体の復興と合わせて考える必要がある。

また、被災した子どもたちへのケアや、防災機能を備えた学校施設の機能整備と防災教育の実施は、中長期的な課題であり、今後も引き続き検討する必要がある。

これらの論点を踏まえた上で、学校の早期復旧・復興のため、今後十分に議論を尽くすことが望まれよう。

---

2011.11.15, p.1.)

<sup>65</sup> 東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議『「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」中間とりまとめ』2011.9. 文部科学省ホームページ <[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousha/sports/012/toushin/\\_icsFiles/afielddfile/2011/10/05/1311688\\_01\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousha/sports/012/toushin/_icsFiles/afielddfile/2011/10/05/1311688_01_1.pdf)>

<sup>66</sup> 歴史的に津波による被害が多かった三陸地方に伝わる言葉で、「津波が発生した際には親子であっても構うな。一人ひとりでんでばらばらになんても早く高台に行け」という意味を持つ。（「子ども救った三陸の知恵」『読売新聞』2011.3.28, 夕刊, p.12.）

<sup>67</sup> 「教育ルネサンス No.1511 防災を学ぶ1 『奇跡』の釜石 次に備え」『読売新聞』2011.9.28, p.18.

<sup>68</sup> 「編集委員が迫る 『釜石の奇跡』皆が逃げた 群馬大教授・片田敏孝氏」『読売新聞』2011.9.10, p.11.

<sup>69</sup> 河田惠昭「学校教育は東日本大震災から何を学ぶのか」『教育展望』57 卷 8 号, 2011.9, pp.4-11.